

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年7月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H29年度〇〇土地改良区検査に係る回答書に基づく確認検査した伺い含む全部の書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「実施機関は、当該公文書を作成しておらず、文書が存在しないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月8日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（検査した書類の確認した書類がないため）

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

審査請求人が公開を求めている公文書とは、「平成29年度に評価検査課が実施した定期検査に対して、〇〇土地改良区から提出された検査回答書に基づき、改善状況確認のために実施した検査の関係書類」と推察される。

実施機関は、平成30年5月23日に〇〇土地改良区からの検査回答書を受理している。しかし、回答書を受理後に〇〇土地改良区に対して検査を行っておらず、検査に係る伺い及び検査書も作成していない。

実施機関では、被検査団体から提出された検査回答書に係る改善状況の確認は、通常、次回定期検査時に併せて行っており、公文書公開請求日時点において、確認検査を実施していない。

2 結論

以上のことから、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月4日	諮問
令和6年8月29日 第2部会（第14回）	審議
同 年9月27日 第2部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成29年度に評価検査課が実施した定期検査に対して、〇〇土地改良区から提出された検査回答書に基づき、改善状況確認のために実施した検査の関係書類」と特定して本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人はあるべき書類として検査した書類の確認した書類がないと主張しており、公文書の特定については争いがなく、実施機関が特定した公文書が存在すると主張していると思われることから、以下、実施機関が保有していないとした、本件請求に係る公文書の保有の有無について検討する。

2 土地改良区に対する検査について

土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて、極めて高い公共性・公益性を付与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営には厳正を期することが求められている。一方で、土地改良区の組織運営体制が不適切な場合には、不祥事件が発生するおそれがあることから、不祥事件を未然に防止するため、行政による指導・監督の一環として、土地改良法第132条の規定に基づき、県による検査が行われている。

通常定期検査は、3年に1回の割合で検査を実施することを原則としており、検査を行った土地改良区に対しては、その適正な運営の確保を徹底するため、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「要領」という。）に基づき、知事は、検査の結果について、検査書により検査対象土地改良区に通知するものとされ、その際、必要がある場合には、検査対象土地改良区に対し、今後の措置等を記載した検査書に係る改善措置報告の提出を求める等の措置を講ずることができるものとされている。また、知事は、検査の結果、問題点が明らかになった場合は、その是正又は改善に係る指導の徹底を図るものとし、次回検査においてその状況について検査を行うものとされている。

3 検査結果の確認について

実施機関の弁明書によると、平成30年5月23日に〇〇土地改良区からの検査回答書を受領しているが、回答書を受領後本件請求の時点では、〇〇土地改良区に対して是正又は改善の状況についての検査を行っておらず、当該検査に係る伺い及び検査書も作成していないとのことである。

要領によれば、〇〇土地改良区に対する平成29年度定期検査において明らかとなった問題点がある場合は、その3年後の令和2年度定期検査において是正又は改善の状況について検査を行うこととなる。

以上により、本件請求の時点において、実施機関は検査回答書に係る改善状況の確認を行っておらず、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	

小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風 雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	